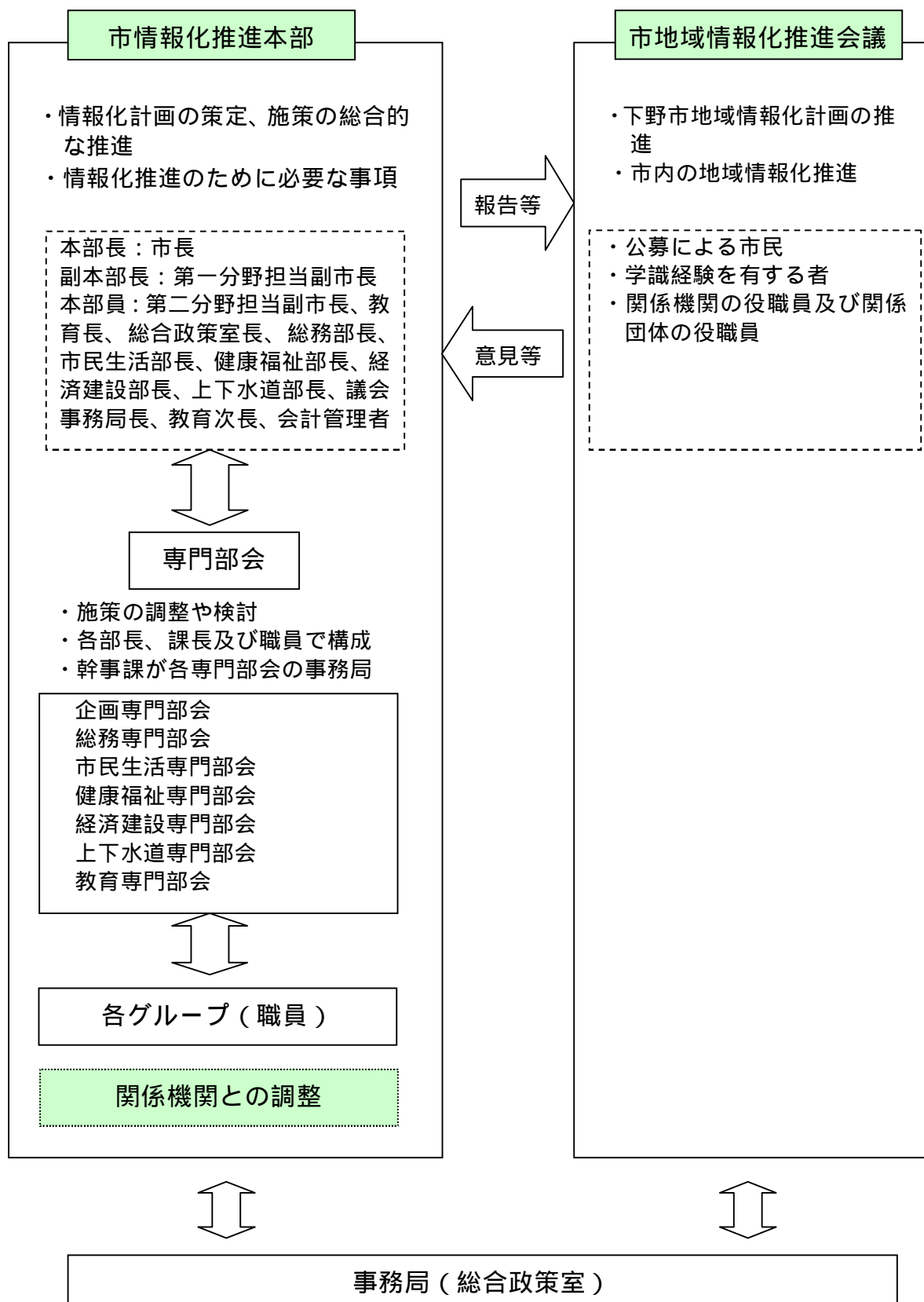


下野市の地域情報化推進体制について

(1) 推進体制図



(2) 下野市地域情報化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民・事業者・行政が一体となって下野市地域情報化計画を推進し、高度情報化による地域の発展、地域社会の活性化、市民生活の向上を目指すため、下野市地域情報化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 下野市地域情報化計画の推進に関すること。
- (2) 市内の地域情報化推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議の構成員は、12人以内をもって組織する。

- 2 委員は非常勤とし、公募による市民、学識経験を有する者、関係機関の役職員及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 その他必要に応じ市長は、委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会議において、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合政策室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年3月31日をもってその効力を失う。